

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は、以下の各社とのうちパンフレットに記載する旅行会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

- （株）ＪＴＢ（東京都品川区東品川2-3-1観光庁長官登録旅行業第64号）
- （株）ＪＴＢワールドパッケージョンス（東京都品川区上大崎2-24-9観光庁長官登録旅行業第1691号）
- （株）トラベルプラザインターナショナル（東京都江東区富田2-1-9観光庁長官登録旅行業第573号）
- （株）ＪＴＢガイアレック（東京都豊島区南池袋2-43-19観光庁長官登録旅行業第712号）
- （株）ＪＴＢ北海道（札幌市中央区北1条西6-2観光庁長官登録旅行業第378号）
- （株）ＪＴＢ青森（仙台市青葉区一番町3-23観光庁長官登録旅行業第1573号）
- （株）ＪＴＢ関東（さいたま市中央区新郷の1-12観光庁長官登録旅行業第1573号）

- | | | | |
|-----|---|---|--|
| (株) | J | B | 首都圏(東京都品川区上馬場2-24)観光庁長官登録旅行業第1759号) |
| (株) | J | B | コトレポートサービス(東京都千代田区霞が関3-2)観光庁長官登録旅行業第1767号) |
| (株) | J | B | 名古屋市中区名駅1-1-4観光庁長官登録旅行業第1768号) |
| (株) | J | B | 東海(名古屋市中村区名駅1-1-4)観光庁長官登録旅行業第1763号) |
| (株) | J | B | 西日本(大阪市中央区久太郎町1-25)観光庁長官登録旅行業第1768号) |
| (株) | J | B | 関西(大阪市中央区久太郎町1-25)観光庁長官登録旅行業第1775号) |
| (株) | J | B | 中国旅行(大阪市中央区東船場1-1-1)観光庁長官登録旅行業第1770号) |
| (株) | J | B | 九州(福岡市中区長浜1-35)観光庁長官登録旅行業第1770号) |
| (株) | J | B | 沖縄(沖縄県那覇市おもてまち5-19-30)観光庁長官登録旅行業第1492号) |
| (株) | J | T | B(東京都品川区東品川3-11)観光庁長官登録旅行業第1723号) |
| (株) | J | T | B(東京都品川区東品川3-11)観光庁長官登録旅行業第1766号) |
| (株) | J | T | ビジネスインベトナム(東京都港区港南16-31)観光庁長官登録旅行業第1776号) |
| (株) | J | T | 東京観光サービス(東京都港区芝浦5-6-52)観光庁長官登録旅行業第1571号) |

- (2) 当社はお客様が当社定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを行います。
- (3) 旅行契約の内容、条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社旅行契約募集型企画旅行契約の部（以下「当社契約」といいます。）によります。

(1) 当社又は「受託販売所」に記載された当社の受託営業所（以下「当社」といいます。）にて必要事項をおし出しのうえ、パフレッツに記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約が、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

- ① 当社から電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で、契約は成立しております。当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認の上申込みを撤回していただく場合は、その期間内にお申込みのキャンセル料を請求いたします。
- ② ネットで予約し、店舗でお支払いをする場合には当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込みの支払いをしていただきます。この期間内にお申込みの支払いがされない場合、当社からお申込みがなかったものとして取り扱います。
- ③ 旅行会社、お客様センター、旅行代理店、旅行業者等から当社へお申込みの予約申込みの承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申込みの支払い後、当社がお客様と旅行契約を承諾する通知を出したとき、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段で申込みの場合であっても、通信契約により契約を成立させたときは、第24項③の定めにより契約が成立します。
- ④ 以上、団体、個人を問わず、構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みが完了した場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理として、旅行代理店、旅行業者等が、当社から旅行代理店、旅行業者等に提出しなければなりません。契約責任者は、第28項による第三提供が行なわれることにより、構成する本人の同意を得るものとします。
- ⑤ 旅行代理店、旅行業者等が、旅行代理店、旅行業者等が、旅行開始前④に予測される債務又は義務については、何の責任を負うものではありません。当社は、契約責任者が団体、グループに同行しない場合、旅行開始前④に予測される債務又は義務責任者が選択した構成者を契約責任者とします。

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイトイン」）を行います。

- お客様が旅行成行とご判断された場合には、お申し込みの希望の旅行先へご出発の際は、当社は、お客様当社からの回答をお待ちいただいた期間（以下「ウェディング期間」といいます。）を確定の上、申込みと申込み相当額をご提出いたします。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
2. 当社は、前記のウェディング期間中に「お客様から旅行先へのご返信」をお客様に提出し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込み金に充当します。
3. 旅行契約は、当社が前記2により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発送した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法による場合は、お客様が承諾した旨の通知がお客様の電子承諾通知の送信完了の時）に成立し、旅行契約の締結が完了します。
4. 当社は、ウェディング期間中に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
5. 当社は、ウェディング期間中に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェディングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、お客様に旅行契約の締結を承諾しない旨を通知いたします。この場合、お客様からのウェディングの取扱いを解除する旨の申出が取消料相当期間内にあったとしても当社が取消料をいただくことはありません。

(2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (4) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他社会の勢力であるとお判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が社内に対して暴力的又は不当な要求を行う取組に関して脅迫的な言動又はご暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) お客様が暴力団員等と関わり、偽計や威力を用いて当社からの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7) 健康を害す可能性のある、車椅子などの器具をご利用になっている、認知症、高齢方々身障の方がある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中、授乳中、妊婦の方、身体に障害がある方、身体的補助（盲導犬、介助犬）が必要な方、その他特別な配慮を要する方は、事前にお申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をご申し出下さい。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合は直ちに申し出ください）。あらかじめご当分からご案内申し上げます。なお、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (8) 旅行中に緊急事態が発生した場合、お客様の安全確保のために、お客様一人ひとりに応じた対応を行います。一際、お客様の状況及び必要とされる措置について伺いし、又は書面でもそれらを申し出ていただくことがあります。
- (9) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介護又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件として、旅行の参加可否を決定させていただきます。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様のご負担となります。当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(Ⅰ)(Ⅱ)はお申し込みの日から、(Ⅵ)(Ⅶ)(Ⅷ)はお申し出の日から、原則として1週間以内にごご連絡いたします。
- (10) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行中の円滑な実施のため、旅行の参加可否を決定させていただきます。ただし、旅行途中に発生した場合には、旅行開始前とは異なる対応をさせていただきます。
- (11) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースの一部において別途条件でお受けする場合があります。
- (12) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合もあります。
- (13) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

[illegible][illegible]

「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第15項(1)の①のアの「取消料」、第15項(1)の②のアの「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」プラス「割引代金として表示した金額」となります。

- ## 8. 旅行代金に含まれるもの
- (1) 旅行日程に明示した航空、船旅、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、運賃・料金の改定に際して一連に適用される旅行者向けに一律に定められたものに限ります。】を含みません。また、等級の選択に応じた乗車・乗船の等級を船乗るもの、乗車・乗船の等級を乗る旅行者向けに一律に適用される乗車・乗船の等級に明示したものを除きます。）
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港、駅、埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金、ガイド料金、入場料）
- (4) 旅行日程に明示した食事の料金（旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。パンフレット等に特に別添の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
- (5) 旅行日程に明示した食料の料金及び税・サービス料金
- (6) 空港による手荷物の運送料
- (7) 航空会社などの無料手荷物許容量以内の手荷物運送料金（ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送に当該利用運送機関が利用し、当社は運送機関の運送委託手続を代行するものとします。また、船

- 7) 空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございます。
7) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがございます）。
但し、一部空港・駅・港・ホテルではボーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されない等と原則として払い戻しはいたしません。
8) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ
該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

(項)から(10)までは旅行代金に含まれます。その一部を以下に例示いたします。

- ① 超過荷物料・貨物料：特定の重量・容量、個数を超える分について。
- ② フリーハンド：認められた手荷物の重量と食費や飲み物代金等および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有材料。
- ③ クラーク：電話料、電報料、ホテルのバレー、メイド等に對する払ひ及びその他の追加料金等個人の性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- ④ 渡航手続関係諸費用（旅券印刷紙）：査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金。
- ⑤ 送迎料金の加算されたオプション料金：特別運賃のサービス。
- ⑥ 送迎機関が課す付加価値・料金（例：燃料サーチャージ）※航空会社の定める付加価値、料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返します。（市販の日本の燃油サーチャージは除きます。）
- ⑦ 日本国内の観光日帰り乗船料。
- ⑧ 日本国内における施設使用料等。
- ⑨ 日本国内における自宅から発着空港までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了後当日等の宿泊費。
- ⑩ 日本国内の航空機搭乗料、空港連絡バス等による支店と各営業所との間の送迎料（不明な点は各営業所に直接お問い合わせください。）

① 7月1日以後に「割引代金」は、以下の代金を行います。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)
 a) 第1人部屋を単独使用した場合の追加代金。
 b) フリート等で当社の「トリプルプラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
 c) 「食事なしプラン」等を基本とする「食事すプラン」等の差額代金。
 d) フリート等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
 e) フリート等で当社が「C M F クラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に関する運賃差額。
 ② 国内線特別代金プラン
 のその他「フリット等で「××××追加代金」と称するもの(ストリートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ハンプ
 ③ 7月1日以後に「割引代金」は、以下の代金を行います。(あらかじめ、割引以上の旅行代金を設定した場合は除きます。)
 a) フリート等で当社が「トリプルプラン」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊するに条件に設定した1人あたりの旅行代金。

1) 旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金を申し受け、別送契約とされる渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

2) 渡航先の変更と併せて旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面を必ずご確認ください。

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をなすため、やむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済的変動を生ずるよう通常想定される程度を超えて改訂されたときは、その改訂差額がお客様に還元されます。ただし、旅行代金を総額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかばって15日目にあたるとなれば以前にお客様にご返金いたします。
- ② 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減少がなれるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額が旅行代金を超過し、旅行代金が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額について旅行代金を減額します。
- ③ 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な増加が生じたときは、当社はその増加分を旅行サービスに充て、旅行サービスに対して取消料、予約料その他に支払ひ、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不十分が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額について旅行代金を変更します。
- ④ 運送、宿泊機関等の利用人員より旅行会社が裏面の手配ラベル等に記載した乗客名、旅行契約の成立後に当社に届くべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様が所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、お客様は、手数料として10,800円（消費税込）をいただきます。（既に顧客発行している場合、別添再発行に際する手数料はかかりません。）お客様は、譲渡した契約上の地位を譲渡した日から30日以内に、当社に提出していただきます。譲渡した契約上の地位に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用遅延発生間、宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、実行をお断りする場合があります。

①お客様の解除権
ア お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除の

- お申し込みは、お申し込みの店舗の営業時間内にお受けいたします。
- イ. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。このときは、本項(Ⅰ)の「ア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ① 第13条(Ⅲ)に基づき、旅行代金が増額決定されたとき。
- ② 天災地変、戦乱、暴動、逆送、宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となることにより、キャンセルに改定した旅行日程表を利用することができなくなったとき。
- ③ 当社がお客様に対し、前項の②に記載の最終旅行日程表を同行に規定する日までに改定しなかったとき。
- エ. 当社の責任に係る事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行参加が不可能となったとき。
- ロ. 当社は本項(Ⅰ)の「ア」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引きお返しします。なお、その額は以下のとおりです。
- ① 旅行開始日より前日までの間に、旅行契約が解除されたときは、また本項(Ⅰ)の「イ」による取消料を請求させていただきます。
- ② たときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。
- ウ. 日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出発した場合は、当社は原則として旅行日程の変更を取り消すことができます。このときは、所定の取消料が必要となります。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消しになるときは、所定の取消料が必要となります。その場合（当社が旅行を実施する場合）
- オ. お客様のご都合による出発日よりコースの変更、逆送・宿泊機関等の中の一部の変更については、ご旅行全体の取扱いとみなし、所定取消料を請求いたします。
- カ. 当社の責任とならない各種ローンの取扱い及びその他渡航手続上の事由に基づく取消料を請求しない場合も、全ての取消料を収受します。
- ② 当社の解除権
- ア. お客様は本項(Ⅰ)に規定する期限までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(Ⅰ)の「ア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
- a. お客様が当社があらわし、明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b. お客様が4日前までに、お申し込みの旅行日程表に記載されている事項のうち、次のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- c. お客様が病氣、必要な迷惑者の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。
- d. お客様がお客様がご自身の迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる行為をしたと認められたとき。
- e. お客様が旅行契約内容に同意せず、旅行参加を拒否した場合。
- f. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときとは、旅行開始日の前日から起算して最遅でも33日目にある日より前に、また、同期間以上に旅行開始するときとは、旅行開始日の前日から起算して最遅でも33日目にある日より前に、当社がお客様に旅行参加を中止することを通知し、旅行参加を中止することになります。
- g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施期間が成就しないとき、あるいはそのおそれがあるとき。
- h. 天災地変、戦乱、暴動、逆送、宿泊機関等の旅行者サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となることにより、キャンセルに改定した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるそれが極めて大きいとき。
- i. 上記hの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。
- (但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします)。その場合のお取消料については、本項(Ⅰ)の「ウ」の「エ」に準じます。
- j. 上記hの一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用する場合において、当該航空会社による関係国政府の許可取得ができないことにより運賃サービスが中止されたとき。
- ウ. 当社は本項(Ⅰ)の「ア」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(Ⅰ)の「イ」により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。

- ②旅行開始後の解除
- ア、お客様の解除、払い戻し
- A、お客様のご都合により途中で離脱される場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ、旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様はご負担なく当該不可行サービスについてキャンセル料を支払うことなく解除することができます。
- ウ、本項の①のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領者に対することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由がお客様の責任で生ずる事由による場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、その他の費用を支払い、又はこれに加えて支払わなければならない費用に係る金額を支払ったものをお客様に払い戻します。
- ③当社の解除、払い戻し
- a、旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様に係る合理的理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- b、お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により、旅行の継続に際せられないと認められるとき。
- c、お客様が第4項「旅行の安全」条第1項第2号に定める必要の添乗員等その他の者に對する指示への遵守、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- d、天災地変、戦争、騒擾、暴動、恐怖、流行病等の発生、自然災害、治安悪化等の事態が生じ、旅行の安全が確保できなくなると認められるとき。
- e、上記以外の事由により、旅行の安全が確保できなくなると認められるとき。
- f、その他当社が合理的に判断し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると認める事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると認められるとき。

※1：パンフレットの記載内容と画面表示の記載内容との相違又は記載事項の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

※2：①に関する変更については、①～⑧の料金を適用する。⑨の料金を適用しない。

※3：①件とは、運送機関の場合（東亜船舶・宿務機関の場合）1泊め、その他の旅行サービスの場合1該当事項に1件とします。

※4：⑦⑧に「船が変更あり」乗車変更は1泊めでの発生しし場合であっても、1乗車変更は1泊につき1変更として取り扱います。

※5：①に関する変更は運送機関の場合の乗車変更の適用を1泊につき1件として取り扱います。

※6：運送機関の会社名の変更については、乗車・宿泊機関のどちらの乗車・宿泊機関をもつものの変更・変更有るものを行います。

※7：運送機関の会社名の変更については、乗車又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

※8：宿務機関の等級は、乗客が締結した時点（契約書面に記載している別添、若しくは当該ウェブページで閲覧し供しているリスト）により決定されます。

但し「JTB」にお申込みいただいたお客様については別途、予約を確定させていただいたております。詳しくはパンフレットでご確認下さい。

当ホテルは、当社が署名するカード又は当社が提携するクレジットカード会社と（以下「提携会社」といいます。）のカード会員のいずれか一方に限り、旅行のお申込みを受ける場合があります。この場合、当社は、提携会社の定める条件に従って、提携会社に代り旅行のお申込みを受けるとして、提携会社から受託された旅行業務を行います。（受託旅行業者により当該取扱いが異なる場合がございます。また取扱い可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。）

26. 海外危険情報について

旅先へには、日本国外務省危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.anzen.mof.go.jp/> でもご確認ください。なお、契約後出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。趣意お客さまにはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えて、ご出発の際は、お客さまが日本国外務省海外安全ホームページを必ずご確認ください。

また、本旅行は先ず「海外危険情報」と現在先の最新の「海外危険情報」に基づき発生する緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mof.go.jp/tabiregi/> の登録をお勧めします。

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを補償するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

(4) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報提供に同意いたします。お客様が当社にご提供した個人情報を項目を二つに分けて表示する際に各お客様の任意で、ご希望または一部の個人情報を提供しない場合もございまして、お客様の同意は、お申し込みの際の「個人情報の取扱いに関するご承諾」欄にてその旨をご入力いただくことにより有効となります。また、お客様の氏名・住所等の情報は、必ずしも旅行サービスのご利用に必要と見做されず、必ずしも旅行サービスのご利用に限りまして活用させていただきます。

(5) 取得した個人情報は（受託販売先）に記載された（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理を代理して適切に対応いたします。

(6) お客様の個人情報は、旅行サービスの提供に必要と認められる範囲内において、必要な範囲内で利用させていただきます。旅行サービスにおいて旅行サービスの企画及びそのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保とする保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等にお客様のお買い得等の便宜のために、ために必要な範囲内でお申し込みいただいたパンフレットや旅行案内資料（印刷物）の送付等に必要と認められる範囲内において、お客様の個人情報を提供させていただきます。なお、お客様の個人情報は、他者に依る個人データとして、予め適切な方法等で送付することにより提供した土産品店へその他、当社は、①当該及び当社から提供する企業の商品やキャンペーンのご案内、②企業との旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成等に、お客様個人情報を提供させていただきます。

(7) お客様の個人情報は、旅行中に発生した事故等その他の緊急事態に備えて、かつ必要と認められる範囲内において、お客様の安全確保のために疾病等があった場合に連絡先の方へ連絡が必要であると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報をお客様からご提供することによって連絡先の方の同意を得るとするものとさせていただきます。この場合、当社は、お客様の住所、電話番号等について、本項(1)により取得した個人情報を取り扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報の取り扱いを行います。

(8) お客様の個人情報は、お客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の情報のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれ企業の営業内容、お客様の御申込の簡素化、単身物件内滞り等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データを第三者へ提供する場合、お客様の個人データの提供を受ける相手先は、お客様の個人データの管理を行っており、当該グループ企業については、「株式会社JTBホームページ」（http://www.jtbcorp.jp/jp_privacy/）をご覧ください。

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

(1) お客様が個人的な忘れ物、資財等と誤認し、係員等に依拠した場合にはそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による傷病物の発生を一切お客様に帰せしめ、賠償行為（旅行別動手配）にした上での責任はお客様にあります。また、その場合はお客様自身で対応していただきます。当社では、ご不便をおかけしますが、お預けの荷物や貴重品について、お客様に際しましては、荷主に限りましては、当社の責任を負いません。

(2) 商品は、商品の交換や返品等の申し出はいたしません。免税払戻のある場合は、ご購入品を手続き物としてご利用いただき、その手続きには、お申し込みの際にご購入品にお支払いいただいた金額で行ってください。ワントン条約や国内諸法により日本への持込が禁止されている物品については、お断りいたします。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の西便船乗りません。

(4) 座席及び客室の利用開始時刻を専用ダイヤルにて使用します。12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空機乗降の際は大人半額です。

(5) 当社が募集企画旅行契約を行う際に、お客様の権利を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発着港を出発してから入国後、海外へ向かう途中までとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に参加することになり、海外での解散時刻で解散するものとさせていただきます。

(6) 日本国内の空港等から、本項⑤の発着空港までの区間は別途手配された場合は、特に記載のない限りこの部分に募集企画旅行契約の範囲に含まれます。

(7) 当社の募集企画旅行中に参加しないことにより、航空会社のマレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスの期間をお問合書登録等はお客様ご自身の都合で航空会社へ行わないいただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合は、お客様のご負担になります。

(8) お客様のローマ字氏名をお申し出いただく際は記入される際には、ご旅行に使用するパスポートに記載されている通りにお願ひいたします。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行終了後の取消する機関の氏名訂正などが必要になります。この場合、当社らは、お客様の契約内容に従い、遅延なく航空会社に訂正の手続きを行います。ただし、航空会社の規定により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除した場合もあります。この場合は第15項目の当社所定の取消料を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更		変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金	
		旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に 通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更		1.5%	3.0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更		1.0%	2.0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）		1.0%	2.0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		1.0%	2.0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更		1.0%	2.0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更		1.0%	2.0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 （当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合は除きます）		1.0%	2.0%
⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更		1.0%	2.0%